

注文書(労働者派遣契約)

株式会社N．ジェン(以下派遣先という)は株式会社ABCDEF(以下派遣元という)に、労働者派遣について、次の通り注文します。

派遣先事業所名	株式会社N．ジェン		
所在地	東京都渋谷区道玄坂2-11-1JMFビル渋谷03 10階		
業務の内容	N.ジェンシステムの運用保守 労働者派遣法施行令第4条第1項第1号 情報処理システム開発		
就業場所の名称および所在地等	弊社指定の場所		
就業に関する指揮命令者	株式会社N．ジェン 統合情報技術本部 本部長 篠田裕介		
組織単位	統合情報技術本部	職名	本部長
派遣期間	2024年05月01日から2024年07月31日 日雇派遣禁止例外(法第35条の4第1項)		
就業日	毎週月曜日から金曜日（国で定めた祝日、年末年始を除く）		
就業時間・休憩時間	就業時間：9:00～18:00（8時間）、休憩時間：60分		
時間外労働	派遣先は、別途協定の範囲内で派遣労働者に休日および時間外労働を命じることができる。この場合時間外労働は1ヶ月50時間、年間360時間以内、休日労働は月4回以内とする。		
休日	土曜日、日曜日、祝日、その他派遣先が定める休日		
安全および衛生	労働安全衛生法の主旨に沿って快適な作業環境の保持に努める。 OA機器などVDT作業の連続操作を行う場合は、1時間毎に10分間の作業休止時間を設ける。		
福利厚生等の便宜供与	派遣先は派遣労働者に対し、派遣先の社員が利用する給食施設、その他福利厚生施設等について、利用することができるよう便宜を図る。		
派遣料金	基本料金（月額）：800,000円		
料金の計算	期間:2024-05-01～2024-07-31 月額単価:800,000円 工数(人月):3.00 下限(H):140h 上限(H):200h 控除単価:5,710円 超過単価:4,000円 計算単位は30分単位		
支払条件	翌々月15日に貴社指定金融機関の口座へ振込む。 振込手数料は弊社負担。		
派遣先責任者	株式会社N．ジェン 営業推進局 N.ジェン営業担当 Tel：03-3713-9339		
派遣元住所	東京都渋谷区XXXXXX		
派遣元責任者及び許可番号または届出番号	株式会社ABCDEF ABC三郎 Tel:03-0000-0000【特】13-XXXXXX		
苦情処理の方法・連絡体制	1．苦情については派遣元・派遣先が連携し、誠意をもって適切かつ迅速に処理するものとする。 2．本契約書に定める苦情処理申出先が派遣労働者から苦情の申出を受けた場合、直ちに本契約書に定める派遣元責任者または派遣先責任者へ連絡することとし、遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。		
苦情処理申出先	派遣先：株式会社N．ジェン 代表取締役 中山 竜 Tel 03-3713-9339 派遣元：株式会社ABCDEF ABCDEF太郎 Tel:090-XXXX-XXXX		
中途解約に関する事項	1．派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により派遣契約期間満了前の契約解除を行う場合、予め相当の猶予を以って派遣元に申し入れた上で派遣元の合意を得ることはもとより、派遣元から請求があったときは解除の理由を明らかにし、又、派遣先の関連会社での就業を斡旋するなどにより派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。なお、当該機会の確保ができない場合、派遣先は、派遣元に生じた損害(派遣労働者の休業手当、解雇予告手当等)に相当する額を補償するものとする。但し、単月契約については裏面条項第23条は適用されない。 2．期間満了前解除において、派遣先及び派遣元の双方の責に帰すべき事由がある場合には、その割合に応じた責任分担について充分に考慮することとする。		
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、事前に派遣元に通知することとする。		
派遣労働者の限定	派遣労働者を無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定しない		
派遣労働者の待遇方式	労使協定方式の対象者となる者を限定する		
派遣労働者の責任の程度	メンバ・リーダー・係長相当		
派遣労働者数	1人		
特記事項	なし		

註：派遣先は、上記の派遣料金に対し消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等を、派遣料金とともに派遣元に支払うものとする。

2024年05月01日

東京都渋谷区XXXXXX
株式会社ABCDEF 御中
ABC三郎

東京都渋谷区道玄坂2-11-1JMFビル渋谷03 10階
株式会社N．ジェン
代表取締役 中山竜



契約条件

第 1 条 (適用範囲)

本契約条件は、派遣先（以下「甲」という）と派遣元（以下「乙」という）の労働者派遣契約（以下「本契約」という）に適用される。また、本契約に記載される内容に以下の本契約条件と異なる記載がある場合は本契約の記載が以下の本契約条件に優先する。

第 2 条 (業務の内容)

1 乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「派遣法」という）及び本契約に基づき、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させる（以下「本業務」という）。

2 甲及び乙は、労働者の派遣又はその受入れに当たり、それぞれ派遣法その他の関係諸法令等を遵守するものとする。

3 乙は、甲に対し、派遣法に基づく労働者派遣事業の許可、その他の労働者派遣を行うのに必要な所定の手続をすべて適法に遵守していることを誓約し保証する。

第 3 条 (派遣料金)

1 本契約に基づく労働者派遣についての派遣料金、支払日及び支払い方法は、本契約「派遣料金」に定める。

2 派遣労働者が、欠勤、遅刻、早退、年次有給休暇の取得により、本契約に定める就業時間に就労しなかったときは、甲は、当該時間分の派遣料金を乙に対して請求することができる。

3 契約期間中といえども、業務内容の著しい変更等により、料金の改定の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ料金の改定をすることができる。

第 4 条 (相殺)

甲が乙に対して、有償での貸与物件の賃料代金、立替金その他の金銭債権を有している場合、甲は、付随する一切の抗弁に拘わらず、当該債権が発生した都度、前条の派遣料金等の債務と対当額を相殺することができる。

第 5 条 (派遣労働者の特定を目的とする行為の禁止)

甲は、契約を締結するに際し、紹介予定派遣の場合を除き、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要請、若年者への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしないよう努めなければならない。また、乙は、これらの行為に協力してはならない。

第 6 条 (規則の遵守等)

1 乙は、派遣労働者が業務遂行のために甲の施設その他の事業所に入る場合には、派遣労働者に甲が定める諸規程・諸規則を遵守させなければならない。

2 甲は、乙と協議のうえ必要と認める場合には、乙及び派遣労働者に対し、本業務を実施するうえで必要となる技術資料及び業務資料並びに甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を貸与するものとし（以下、貸与されたものを「貸与品」という）乙及び派遣労働者は善良な管理者の注意をもってこれらを利用する。乙及び派遣労働者は本業務以外の目的で貸与品を使用しない。なお、当該貸与の条件（有償・無償区分及び有償の場合の対価を含む）については、甲が指定する。

3 乙及び派遣労働者は、前項に基づき甲から借り受けた貸与品を、当該貸与品の利用目的の終了後速やかに甲に返却するか、又は別途甲の指示に基づく処置を行なう。

4 甲は、業務の遂行状況及び貸与品の保管状況を把握するため、甲が必要と認めたときに、乙の事務所もしくは派遣労働者の就業場所又は貸与品を保管する場所（派遣労働者が在宅勤務の場合は、派遣労働者の自宅及び事務所等も含む）へ立入調査を行うことができるものとし、乙及び派遣労働者はこれに協力しなければならない。

第 7 条 (派遣先責任者)

甲は、自己の雇用する従業員の中から、派遣先責任者を選任するものとする。派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、本契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業確保のための措置を講じなければならない。

第 8 条 (派遣元責任者)

乙は、自己の雇用する従業員の中から、事業所ごとに派遣元責任者を選任するものとする。派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

第 9 条 (指揮命令等)

甲は、自己の雇用する従業員の中から、就業場所ごとに指揮命令者を選任するものとする。指揮命令者は、業務処理について、本契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないように留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるように、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

第 10 条 (適正な労働者の派遣義務)

1 甲は、派遣労働者が下記のいずれかに該当する場合には、その理由を示したうえで、乙に対し、当該派遣労働者への指導、改善策の実施又は派遣労働者の交代等の適切な措置を求めることができる。

(1) 甲の指揮命令、就業規則等に従わない場合

(2) 業務処理の能力、能率が著しく低い等により労働者派遣の目的を達することができない場合

2 乙は、前項の請求があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善の実施又は派遣労働者の交代等の適切な措置を講じるものとする。

第 11 条 (派遣労働者の交代)

1 乙は、派遣労働者の病気、事故その他の事由により派遣労働者の人員に欠員が生じるおそれがある場合は、直ちにその欠員の補充を行わなければならない。

2 乙は、乙の都合により派遣労働者を交代する場合には、交代する日の 30 日前までに通知しなければならない。

3 前二項にかかわらず、乙が交代の労働者を派遣できないときは、甲は本契約を解約することができる。

第 12 条 (苦情処理)

1 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、お互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

2 前項により苦情を処理した場合には、甲及び乙は、その結果について必ず派遣労働者に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理、方法、甲乙間の連絡体制を定めるものとする。

第 13 条 (秘密保持義務)

1 乙及び派遣労働者は、本契約期間中に本契約又は派遣業務の遂行に関して、甲から書面により開示された情報及び本契約又は派遣業務の遂行に関して知り得た甲の技術上又は営業上の秘密のうち、秘密である旨が明示され、かつその内容が書面で特定されている情報、並びに本契約の内容（以下、併せて「秘密情報」という）を、第三者に開示してはならない。次の各号に該当するものはこの限りではない。

① 開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された秘密情報を利用することなく独自に知得したもの

② 知得する以前に公知であったか、又は開示された後自らの秘密保持義務に違反することなく公知となったもの

③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに知得したもの

2 秘密情報のうち甲の顧客に関する情報（以下、「顧客情報」という）について甲が甲の顧客に対し秘密保持義務を負っている場合には、甲は、甲の顧客より承諾を受けたときに限り、乙又は派遣労働者に対し開示することとし、当該顧客情報につき、当該秘密保持義務と同等の内容の義務を負わせるものとする。

3 派遣業務において、個人情報を取扱うこと又は秘密情報を乙の管理下に置くことが想定され得る場合は、甲及び乙は、別途、本契約の締結より前もしくは締結と同時に、秘密情報の取扱いに関する覚書を締結し、秘密情報の保護を図る。

4 第 1 項の規定にかかわらず、甲及び乙は、国内外の官公庁、裁判所その他の公的機関から法令等に基づく開示等の命令又は要求があったときは、その命令又は要求に従い秘密情報等を開示等することができる。但し、開示等に当たっては事前に相手方に通知するものとし、事前の通知が困難な場合には、開示等の後直ちに相手方に通知しなければならない。

6 甲及び乙は、相手方の秘密情報等を開示等する場合といえども、外国企業、外国人、又は日本国非居住者に対して開示等する場合は、外国為替及び外国貿易法並びにその他の輸出入に関連する法令を遵守しなければならない。甲及び乙が、外国人又は日本国非居住者である自己の役員、従業員等に対して開示等する場合も同様とする。

第 14 条 (個人情報保護)

甲、乙及び派遣労働者は、本契約の履行又は派遣業務の遂行に際して知り得た相手方及び第三者からの個人情報を、法令に従い適切に管理しなければならない。個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいう。

第 15 条 (安全衛生等)

1 甲及び乙は、派遣労働者の業務上災害、通勤災害については緊密な連絡を取り、甲乙協力のうえ、適正に処理するものとする。

2 甲及び乙は、労働安全衛生法等に定める諸規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めるものとする。

3 乙は、労働安全衛生法等に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上で、派遣労働者を甲に派遣しなければならない。

4 乙は、派遣労働者に対し、必要に応じて雇入れ時の健康診断を行い、派遣就業に適する健康状態の派遣労働者を甲に派遣しなければならない。

第 16 条 (損害賠償)

1 甲は、乙が本契約に違反した場合、又は、乙の責めに帰すべき事由により甲及び甲の顧客に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、乙に対して損害賠償を求めることができる。

2 派遣業務の遂行に関し、派遣労働者が故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲は乙に対し、乙に対して損害賠償を求めることができる。

3 乙は、前 2 項の場合、甲に対し、損害賠償責任を負うものとする。但し、乙又は派遣労働者が 14 条に抵触した場合は、乙は全ての損害額（解決のために要した弁護士費用、訴訟費用、フォレンジック費用を含むがこれに限定されない。）の賠償責任を負うものとする。

第 17 条 (災害補償)

本契約の遂行に当たり、派遣労働者の業務上の災害補償は乙が行うものとし、乙は、補償に必要な保険に加入しなければならない。

第 18 条 (権利義務の譲渡)

甲及び乙は、事前の書面による相手方の同意を得ない限り、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

第 19 条 (契約の解除)

1 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、あらかじめ何らの通知催告をなすことなく本契約の全部又は一部を解除できる。

① 所有物件又は権利につき、差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立又は租税公課の滞納督促若しくは滞納による保全差押を受けたとき（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く）

② 支払停止があったとき、又は破産、会社更生、民事再生若しくはこれに類する手続開始の申立があったとき

③ 手形が不渡りとなったとき、又は手形交換所から取引停止処分を受けたとき

④ 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき

⑤ 営業の廃止、重要な営業の譲渡、会社分割、会社合併、会社の解散を決議したとき

⑥ 本契約第 1 条第 2 項、第 3 項又は第 21 条の規定に違反したとき

⑦ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、あらかじめ通知又は催告して本契約の全部又は一部を解除することができる。

① 本契約（第 1 条第 2 項、第 3 項及び第 21 条を除く）に違反したとき

② 資産状態が著しく悪化し、本契約の履行が困難であると認められるとき

3 前 2 項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 20 条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約「派遣期間」の通りとする。

第 21 条 (反社会勢力の排除)

1 甲及び乙は、自己及び自己の役員、従業員が「反社会的勢力」（警視庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜・ゴロ又は特殊知能暴力集団」をい、以下同じ）でないこと、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、及び反社会的勢力との関係を一切持たないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐欺、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた威嚇的な要求や法的な責任を超えた不当な要求といった違法行為を行わないことを確約する。

3 乙は、前 2 項に規定の事項に関し、乙の再委託先に対しても、乙の責任において表明保証させるものとする。

第 22 条 (合意管轄等)

1 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

2 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 23 条 (終了後の存続条項)

第 13 条、第 14 条、第 16 条及び第 22 条の定めは本契約終了後も有効とする。

第 24 条 (協議事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議のうえ、解決するものとする。